令和5年度 公民館職員等基礎研修会

「公民館とは?」



【東部会場】三島市民文化会館 5月26日(金)

【西部会場】袋井南コミュニティセンター 5月30日(火)

静岡県教育委員会社会教育課

本日の内容

- 1. 公民館の歴史
- 2. 公民館の目的と事業
- 3. 公民館の役割と職員
- 4. これからの公民館
- 5. まとめ

そもそも社会教育とは?

定義(社会教育法第2条・抜粋)

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として 青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及び レクリエーションの活動を含む)をいう。

(補足) 生涯学習とは…

定義はなく、教育基本法第3条にて理念が謳われています。

⇒ 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その 生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、 その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。 ● 社会教育(教育基本法第12条第1項)個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

● 社会教育(教育基本法第12条第2項)

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、<u>公民館</u>その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。



公民館は社会教育の振興において非常に重要な 役割を担っているのです!

1. 公民館の歴史

● 1946(昭和21)年7月

文部次官通牒「公民館の設置運営について」

(公民館の設置を推奨)

● 1946(昭和21)年10月

「公民館の建設ー新しい町村の文化施設」

(公民館のコンセプトを示した)

通称「寺中構想」

⇒ 当時、文部省社会教育課長・寺中作雄が中心となり示した

文部次官通牒「公民館の設置運営について」(抜粋)昭和21年7月

これからの日本にもっとも大切なことは、<u>すべての国民が</u>豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を 考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。

そしてこれを基礎として盛んに<u>平和的産業を興し、新しい</u> 民主日本に生まれ変わることである。

そのためには、教育の普及を何よりも必要とする。

「公民館の建設一新しい町村の文化施設」(抜粋)昭和21年10月

- ① 公民館は社会教育機関である。
- ②公民館は社会娯楽機関である。
- ③ 公民館は町村自治振興の機関である。
- ④ 公民館は産業振興の機関である。
- ⑤ 公民館は新しい時代に処すべき<u>青年の養成に最も関心を</u> 持つ機関である。

● 1949(昭和24)年6月

「社会教育法」公布・施行

(公民館の存在が法的根拠で示された(第5章))

● 1959(昭和34)年12月

1947(昭和22)年3月 「教育基本法」公布・施行

1950(昭和25)年~ 公民館施設補助金の交付 (平成9年度廃止)

「公民館の設置及び運営に関する基準」告示

(公民館の施設規模、対象区域、設備などの基準が示された)

● 2003(平成15)年6月

「公民館の設置及び運営に関する基準」改正

(基準が弾力化、大綱化された)

公民館の変遷 (令和3年度公民館専門講座より)

● 戦後

社会制度が変わり、インフラが整っていない状況の中、地域住民が 自ら知識や技能を習得することにより地域課題を解決し、生活を向上 させるために、公民館の設置が進んだ。

●高度経済成長期以降

インフラが整備され、公民館の設置・整備に拍車がかかった。 余暇の過ごし方などに目的が移ろい、生きがいや趣味的な講座、 サークル活動が盛んになった。

● 現在

複雑化する社会状況(感染症、貧困、格差、差別、孤立等)の中、公民館の役割に変化が求められている。

2. 公民館の目的と事業

公民館の目的(社会教育法第20条)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、<u>実際</u>生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、 もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、 生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公民館の設置者(社会教育法第21条)

- 公民館は市町村が設置する
- 市町村以外の場合は公民館の設置を目的とする一般社団法人 又は一般財団法人でなければ設置できない
- 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館の分館を 設けることができる
- 公民館に類似する施設は何人も設置することができる (社会教育法第42条より)

公民館の事業(社会教育法第22条)

目的達成のために、おおむね下記の事業を行う。

- ① 定期講座を開設すること
- ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること
- ③ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること
- ④ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること
- ⑤ 各種の団体、機関等の連絡を図ること
- ⑥ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

公民館の運営方針(社会教育法第23条)

次の行為を行ってはならない。

- もっぱら<u>営利を目的</u>として事業を行い、<u>特定の営利事務</u>に 公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること
- 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること
- 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を 支援すること

3. 公民館の役割と職員

公民館の役割



生活の中で気軽に人々が 集うことができる場 自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場

地域住民や、地域の様々な機関・団体の間にネットワークを形成

公民館の設置運営のための基準

(平成 I 5年6月6日 I 5文科生第343号 文部科学省生涯学習政策局長通知)

- 対象区域
- 地域の学習拠点としての機能の発揮
- 地域の家庭教育支援の拠点としての機能の発揮
- 奉仕活動・活動体験の推進
- 学校、家庭および地域社会との連携
- 地域の実情を踏まえた運営
- 職員
- <u>施設</u>および<u>設備</u>
- 事業の自己評価とその公開

公民館の職員(社会教育法第27条)

- 公民館に<u>館長</u>を置き、<u>主事その他必要な職員</u>を置くことが できる。
- 館長は、公民館の行う<u>各種の事業の企画実施その他必要な</u> 事務を行い、所属職員を監督する。(館長の職務)
- 主事は、<u>館長の命を受け</u>、公民館の<u>事業の実施</u>にあたる。 (主事の職務)

公民館の設置運営のための基準 (再掲)

(平成15年6月6日 15文科生第343号 文部科学省生涯学習政策局長通知)

● 職員

- ① 公民館の規模・活動状況に応じて<u>適切な数の職員を配置</u> するよう努めること。
- ② 公民館職員は、<u>社会教育に関する識見や経験を有し</u>、 公民館事業に関する専門的な知識・技術を有する ものを 配置するよう努めること。
- ③ 公民館の設置者は、<u>職員の資質・能力向上を図るため</u>、 <u>研修機会の充実</u>に努めること。

(⇔職員自らも積極的に研修機会を利用することが求められています)

4. これからの公民館

新時代の公民館をめぐるキーワード

(令和3年度公民館専門講座を参考)

SDGs

社会教育士

Society5.0

リカレント 教育

人生 I 00年 時代 デジタル・ ディバイド

ウェルビーイング

社会的包摂

多樣性

etc...

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた 社会教育の振興方策について(答申)

(平成30年12月6日 中央教育審議会)

人づくり

自主的・自発的な学びによる知的 欲求の充足、自己実現・成長

つながりづくり

住民の相互学習を通じ、つながり 意識や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり

地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を 考え取り組む意欲の喚起、住民の主体的参画に よる地域課題解決

具体的な方策 (平成30年中教審答申より)

「社会教育」を基盤にした、人づくり・つながりづくり・地域 づくりに向けた具体的な方策

- 学びへの参加のきっかけづくりの推進
- <u>多様な主体</u>との<u>連携・協働</u>の推進
- <u>多様な人材の幅広い活躍</u>の促進
- 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用

今後の社会教育施設に求められる役割

(平成30年中教審答申より)

社会教育施設(公民館)は、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待される。

- 地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する センター的役割
- 地域の防災拠点

(参考)

図書館:他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民ニーズに対応できる情報拠点

博物館:学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

多様な主体の協働とICTの活用で、

つながる生涯学習・社会教育

- ~命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ~ (令和2年9月 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理)
- 1.生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題
- 社会的包摂の実現
- 人生100年時代と生涯学習・社会教育
- Society5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育
- 地域活性化の推進
- 子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進

2.新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりと充実に向けて

- 新しい時代の学びの在り方
 - ・<u>疑問を持ち、課題を見つけ、考えを発信し、他者と共に考え、新たな</u> 考えを創造することが「学び」の重要な要素(アクティブ・ラーニング)
 - ・多様なつながりや学び合いによる課題解決学習により共生社会を実現
 - ・「<u>オンライン</u>による学び」と「<u>対面</u>による学び」の<u>融合</u>
- ●「命を守る」生涯学習・社会教育
 - ・<u>新型コロナや自然災害などの課題</u>に対し、<u>必要な知識を得たり</u>、<u>共に</u> 学びあったりする機会の充実
 - ・SDGs「<u>誰一人として取り残さない</u>」包摂的な社会の実現
 - ⇒<u>学びを通じて人々の生命や生活を守るという視点</u>が重要

3.推進のための方策

- 学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用
- 新しい技術を活用した「つながり」の拡大
- 学びと活動の循環・拡大
- 個人の成長と社会の発展につながる<u>リカレント教育の推進</u>
- 各地の<u>優れた取組の支援と全国展開</u>



地域課題・ニーズに応じた多様な学びの活動を実施

地域課題解決に向けた「<u>豊かな学びの姿</u>」を実現

全ての人のウェルビーイングを実現する、 共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて

(令和4年8月 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理)

- 1.生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題
- 人と人の<u>つながりの希薄化</u>
- 困難な立場にある人々などに関する課題が顕在化・深刻化
- ●「新しい資本主義」に向けた<u>人への投資</u>の充実
- <u>デジタル社会</u>の進展への対応
 - ⇒<u>社会的包摂</u>と、その実現を支える<u>地域コミュニティ</u>が一層重要に
 - ⇒<u>社会人の学び直し</u>をはじめとする生涯学習が一層重要に 特に<u>デジタルデバイド解消</u>や、国民全体の<u>デジタルリテラシー向上</u>が 喫緊の課題

2.生涯学習・社会教育が果たしうる役割

人生IOO年時代、VUCAの時代に求められる役割

- <u>ウェルビーイング(「個人」の幸せ+周囲の「場」のよい状態</u>)の実現
 - ・生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は ウェルビーイングの実現に密接不可避
- 社会的包摂の実現
 - ・誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する
 ⇒障害者、高齢者、外国人、女性、貧困状態の子供など<u>それぞれに学習ニーズがある</u>
- デジタル社会に対応
 - ・デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する(デジタルデバイド解消) ⇒国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す
- 地域コミュニティの基盤
 - ・リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる・学び合う「場」の充実
 - ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画

3.今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の社会教育施設の機能強化が重要

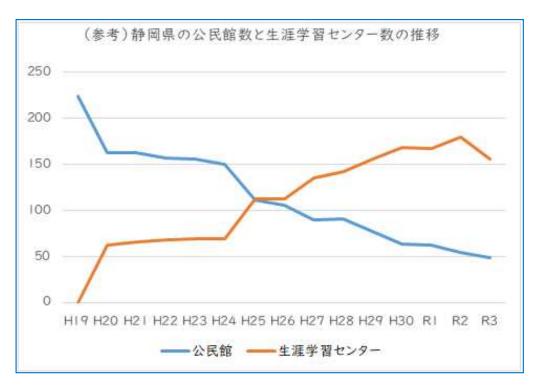
- 公民館等の役割を明確化
- <u>リアルとオンラインの双方</u>で、住民が相互に「<u>つながり</u>」を 持てる共同学習・交流を推進
- 公民館等で<u>デジタル基盤</u>を強化
- デジタルデバイドの解消やデジタルシティズンシップの 育成のための教育
- 他機関との連携(自前主義からの脱却)や、住民の意向を 反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

5. まとめ

全国的にも、静岡県内においても公民館数は減少傾向。

【考えられる要因】

- ・生涯学習センター等への転用 (コミュニティセンターなど)
- ・首長部局への機能移管
- ・市町村合併や施設の老朽化による廃止、 整理統合





生涯学習センター等(コミュニティセンター等)も求められている役割は同様です

このような状況のなか・・・

今、公民館では、<u>これまで培ってきた地域との関係を活かしながら、地域の</u> 実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点 施設を目指すことが望まれています。

よって、公民館職員は・・・

より良い地域づくりに向けた社会教育行政の一翼を担っています

- ⇒ 常に新しい知識や情報を収集する(社会情勢、地域情勢など)
- ⇒ スキルの向上を図る(学びの実践、PDCAなど)

最後に 公民館職員の心得 ということで御紹介・・・・

(令和3年4月1日発行 月刊公民館~特集 やさしい公民館ガイド(上)~)

- 自分からあいさつをしよう
- 公民館の「型」を習得しよう
- 楽しく仕事をしよう
- 住民に信頼される関係を目指そう
- やりすぎないようにしよう
- 地域を実際にまわってみよう

ご静聴ありがとうございました!

本日の"つながり"を大切に…

不明な点などは担当まで

お問い合わせください!!

静岡県教育委員会 社会教育課

電話:054-221-3162

Mail: kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

HP: 静岡県社会教育課 で検索

